



事務連絡

平成 22 年 1 月 7 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課調査官

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の  
作業に当たっての留意事項について

石綿による健康障害の防止対策の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り  
厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成 21 年 12 月 28 日付け基安化発 1228 第 2 号（以下「通達」と  
いう。）により貴会に対しその周知についてお願いしたところですが、当該通達の趣旨は下  
記のとおりですので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申  
し上げます。

記

- 1 ウィンチャイト及びリヒテライトについて石綿に準ずるものとして、石綿障害予防規  
則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に準じたばく露防止対策  
を講ずることを求めるものであること。
- 2 具体的には、石綿、ウィンチャイト及びリヒテライトの合計が、その重量の 0.1% を超  
えて含有していることが明らかになった場合には、石綿則に準じたばく露防止対策を講  
ずるとの趣旨であること。

